

仕 様 書

- 1 件 名 ダンプトラックの購入
- 2 納入及び設置場所
公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 青梅畜産センター
(東京都青梅市新町六丁目7番1号)
- 3 購入物件 ダンプトラック 1台
- 4 納入期限 平成29年10月31日
- 5 仕様

(1) 規格・性能等

乗車定員	3名	
エンジン	ディーゼル	
駆動方式	オートマチック車	
車両全長	4,685mm 以上	
車両全幅	1,695mm 以上	
車両全高	1,960mm 以上	
荷台 内寸 法	長さ	3,000mm 以上
	幅	1,600mm 以上
	高さ	320mm 以上
床面地上高	900mm 以下	
最大積載量	2,000Kg 以下	
車両総重量	5,000Kg 未満	
荷台タイプ	強化ダンプ、三方開、固定柱付	

(2) 装備品・付属品等

フォグランプ
助手席電格ミラー
パワーステアリング
ABS+EBD
フロアゴムマット
工具等標準装備品

(3) 追加架装

○荷台に家畜ふん尿運搬用コンテナを装着すること。
○コンテナ外寸法：長さ 3,000mm×幅 1,600mm×高さ 800mm 以上
○FRP加工と内面耐食性ゲル加工がされていること。
○車のエンジン部分の隙間にふん尿が入らないよう、運転台カバーが装備されていること。
○コンテナ後方のアオリは下開き式であること。

6 支払い方法

納品完了後に提出される納品書に基づき完了検査を行い、合格と認定した後、支払請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

7 その他

- (1) 納品を実施する際に、納品日を担当職員に連絡した上で納品すること。なお、納品に当たって自動車登録は不要である。
- (2) 作業エリア内では、防疫等の指示を受けた場合は職員の指示に従うこと。
- (3) その他、本仕様に疑義が生じた場合又は特に定めのない事項については、その都度、担当者と協議を行うこと。
- (4) 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
- ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別処置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

8 担 当

〒198-0024 東京都青梅市新町6丁目7番1号

公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 青梅畜産センター 荻野

TEL 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474